

紀宝町国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のみなさんへ

特定健康診査（健診）を実施

町 では、紀宝町国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のみなさんを対象に個別健診を実施します。

特定健康診査は、高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病の予備軍（メタボリックシンドローム）を早期に見出し、特定保健指導を行うことにより、生活習慣病を予防・改善するための健診です。健診により判明した生活習慣病のリスクから、どのように生活習慣の改善をすべきか、医療機関を受診すべきかを知ることができます。

早期発見、早期治療することで健康寿命の延伸につながります。自分の健康状態と向き合うために、年に1回、特定健康診査を受診しましょう。なお、集団（巡回）健診で受診された方には記念品をプレゼントします。集団健診の日程は折り込みのチラシをご確認ください。

① 健診の対象となる方

紀宝町国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者で40歳以上の方。（長期入院中の方および施設（介護保険施設等）に入所されている方は除きます）

対象者には6月下旬から7月上旬にかけて、受診券を送付します。

◎国保・後期高齢者以外の医療保険（協会健保、共済組合、健保組合など）にご加入の方は、ご加入の医療保険にお問い合わせてください。

② 実施期間・実施場所

令和元年7月から11月までの間で、受診できる回数は1回です。集団（巡回）健診実施場所（予約不要）、または紀宝町指定個別医療機関（直接予約必要）で受診してください。

③ 自己負担額

後期高齢者医療制度加入の方は、受診券の自己負担額欄に500円（非課税世帯の方は200円）と記載されています。集団（巡回）

健診は無料ですが、個別健診を受ける場合、受診券に記載された自己負担額をいったん医療機関にお支払いいただき、後日、役場福祉課に領収書等を添えて申請いただくことにより、自己負担額分を助成します。



この封筒に受診券が入っていますのでご注意ください

④ 受診時の注意・持ち物

受診券に同封している質問票を事前に記入し、次の物をご持参のうえ受診してください。

- 受診券
- 質問票
- 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
- 昨年の特定健康診査の結果（お持ちの方のみ）

▼詳しくは、役場福祉課（☎33-03339）までお問い合わせください。

◆ 個別医療機関一覧表（要予約）

| 医療機関 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|----------------|--------------|
| 寺本クリニック | 紀宝町鶴殿 778-1 | 32-0005 |
| とみむろクリニック | 紀宝町成川 44-1 | 28-1030 |
| 相野谷診療所 | 紀宝町井内 123-19 | 34-0011 |
| 谷口クリニック | 御浜町阿田和 6066 | 05979-2-4333 |
| まつうらクリニック | 御浜町下市木 4649-28 | 05979-3-0150 |
| 西久保内科クリニック | 御浜町阿田和 5189-1 | 05979-3-1155 |
| 尾呂志診療所 | 御浜町上野 70-1 | 05979-4-1014 |

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度にご加入のみなさんへ

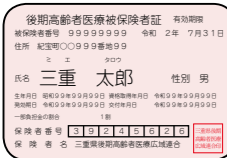
① 保険証について

8月1日から被保険者証が変わります。新しい被保険者証（ピンク色）は7月下旬に、ご自宅に郵送（簡易書留）します。

現在、ご使用いただいている被保険者証（若草色）は、8月1日以降は使用することができません。

若草色の被保険者証は8月1日以降に役場福祉課に返却するか、ハサミなどで裁断して破棄してください。8月からは必ず新しい被保険者証（ピンク色）で受診するようお願いいたします。

新しい保険証は **ピンク色** です。



【保険料の算定】

- ①被保険者均等割額 = 42,965円
 - ②所得割額 = {総所得金額 - 基礎控除額} × 所得割率 (33万円) (8.86%)
- ※年間保険料額は、上記①と②の合計額です。(限度額62万円)

【均等割の軽減】

| 同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額 | 軽減割合 | 軽減後の額 |
|--|------|---------|
| 33万円以下 | 8.5割 | 6,444円 |
| 33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない) | 8割 | 8,593円 |
| 33万円+被保険者数×27万円以下 | 5割 | 21,482円 |
| 33万円+被保険者数×49万円以下 | 2割 | 34,372円 |

◆ 基準収入額適用申請

- 次の方は、申請により自己負担が1割に変更されます。
 - 被保険者が1人の場合…収入額が383万円未満
 - 被保険者が2人、または70歳〜74歳の方がいる場合…収入額の合計が520万円未満

② 保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。7月中旬に保険料額および納付方法の通知を役場福祉課から送付します。

◆ 保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

◆ 均等割額の軽減

所得が低い世帯に属する方は、上記の基準により均等割額が軽減されます。該当者には軽減措置を行った後の額を通知します。

令和元年度については、均等割軽減特例の見直しに伴い、これまで9割軽減となっていた方が、8割軽減に変更になります。

◆ 保険料の徴収方法

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、条件に満たない場合は、納付書で納付していただく普通徴収となります。また、申請していただくこ

とによって、口座振替に変更することもできます。

特別徴収となる方は、保険料決定通知書にて10月以降の年金支給月ごとに天引きさせていただく額を通知します。

【特別徴収の徴収月】

- 第1期 4月、第2期 6月、第3期 8月、第4期 10月、第5期 12月、第6期 2月

【特別徴収額の算定方法】

10月・12月・2月の年金天引き額（令和元年度保険料（30年中の所得を基礎）から4月・6月・8月の年金天引き額（29年中の所得を基礎とする仮徴収額）を差し引いた額

普通徴収となる方は、保険料決定通知書および納付書を送付します。

【普通徴収の納期】

- 第1期 7月、第2期 8月、第3期 9月、第4期 10月、第5期 11月、第6期 12月、第7期 1月、第8期 2月、第9期 3月

▼詳しくは、三重県後期高齢者医療広域連合事業課（☎059-221-6883）、または役場福祉課（☎33-03339）までお問い合わせください。